

下記の「国際水準GAP認証取得支援事業における支援対象者の採択基準」において「支援対象者」とあるのは、「事業実施者」と読み替えるものとする。

別紙2

国際水準GAP認証取得支援事業における支援対象者の採択基準

本事業の支援対象者選定に係る採択基準について、項目、採点基準及びポイントは次のとおりとする。
 公募選考委員会の審査に合格した支援対象者に係る事業実施経費（補助対象経費に限る。）の積算額の合計が、事業実施主体の事業実施計画に記載された支援対象者が行う取組に係る事業実施経費を超えた場合、事業実施主体は、以下に基づき支援対象者ごとにポイントを付し、ポイントの合計値の高い順から採択を行う。

なお、ポイントの合計値が同じ支援対象者間にあつては、1経営体当たりの額（補助対象経費に限る。団体認証による申請の場合は、補助対象経費の合計額を取組経営体数で除した額）が低い支援対象者から優先的に採択する。

項目	採点基準	ポイント
団体認証の取組経営体数	団体認証の申請である場合の取組経営体数 A 50人以上 b 30人以上 c 10人以上	a 3ポイント b 2ポイント c 1ポイント
対象品目（いずれか1つ選択）	認証を取得しようとする対象品目（複数の品目を取得しようとする場合は、その中で最もポイントの高い品目について選択） a 青果物 b 穀物 c 茶	a 3ポイント b 2ポイント c 1ポイント
実需者からの取引要件への対応	実需者から求められる海外輸出又は国内向けの取引要件への対応（海外輸出向け及び国内向けいずれにおいても実需者から取引要件として求められている場合は、海外輸出向けの取引要件への対応を選択） a 海外輸出向けの取引要件への対応 b 国内向けの取引要件への対応 ※a、bともに具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を事業実施計画等で確認できること。	a 3ポイント b 1ポイント
農業教育機関	農業の専門学科を有する教育機関	3ポイント
取得しようとする認証の種類	取得しようとする認証の種類（複数の認証を取得しようとする場合は、その中で最もポイントの高い認証について選択） a GLOBALG. A. P. もしくはJGAP Advance b JGAP Basic	a 3ポイント b 1ポイント